

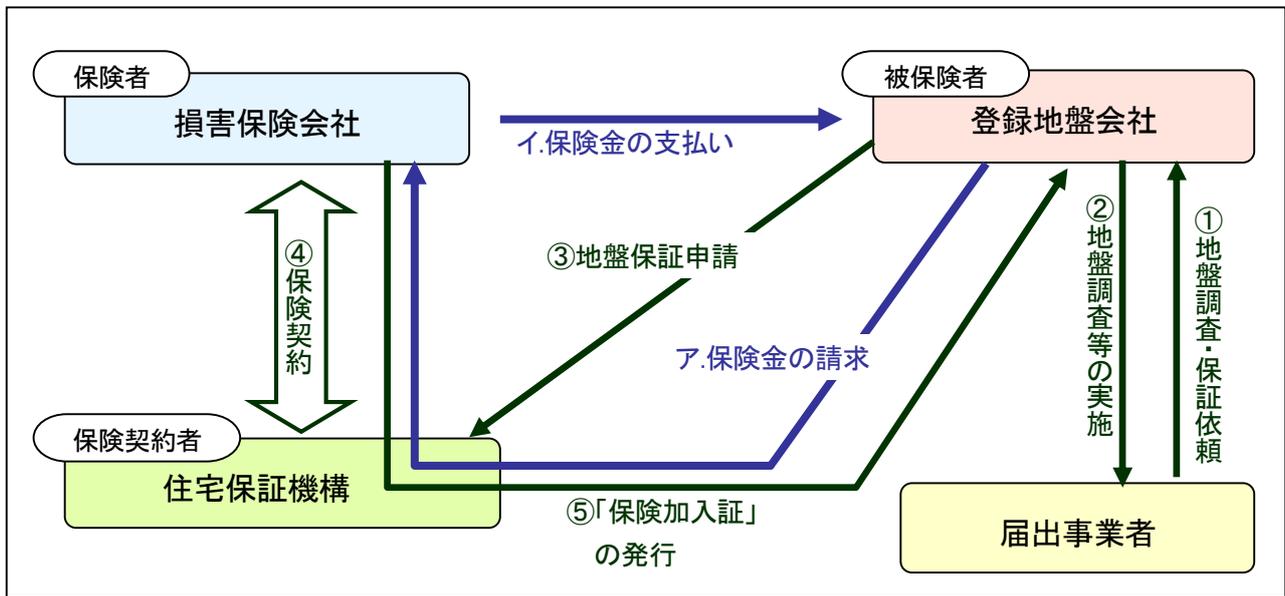
地盤保証制度のご案内

地盤保証制度は、登録地盤会社の皆様が、まもりすまい保険の届出事業者の皆様に対して行う「地盤保証」を保険でサポートするしくみです。住宅保証機構が、引受保険会社と保険契約（地盤にかかる生産物賠償責任保険）を結び、地盤調査または地盤補強工事の瑕疵により、住宅が不同沈下した場合、登録地盤会社に補修費用の一定割合を保険金としてお支払いします。



キャラクター「まもりす」

【地盤保証制度しくみ】



■ 契約条件

まもりすまい保険をご利用になる一戸建住宅を建設する地盤。

※共同住宅等（長屋建て住宅・重ね建て住宅を含む）の地盤は保険の対象となりません。

※まもりすまい保険の申し込みを取り下げる場合は、地盤保証制度もご利用になれません。

■ 保険期間

住宅の基礎工事の着工日から始まり、住宅を引渡してから10年が経過する日まで

■ 保険内容

登録地盤会社の考察により地盤補強工事や基礎形式が選択された住宅が不同沈下した場合、次の事項について、保険会社から登録地盤会社に保険金が支払われます。

- 不同沈下の再発を防ぐために必要な地盤補強工事
- 不同沈下が原因で発生した建物本体の不具合修補工事
- 仮住居費用
- その他、身体・財物にかかる賠償費用

※ただし、登録地盤会社（被保険者）が倒産等の場合は、保険金は支払われませんので、ご注意ください。（届出事業者様・住宅取得者様からの直接請求はできません。）

■お支払い保険金額

$$\text{支払い保険金額} = (\text{対象となる費用} - 10\text{万円}^{\ast 1}) \times 80\%^{\ast 2}$$

※1 免責額 ※2 補率

*1事故あたりの保険金支払い限度額 5,000万円

(うち、地盤補強工事費用は最大2,000万円まで。仮住居費用は最大50万円まで。)

*地盤会社1社あたりの保険金支払い限度額 1.5億円/1年間

*全地盤会社への保険金支払い限度額の合計 5億円/1年間

■保険の利用にかかる費用

〈地盤会社登録料〉・・・1年間有効

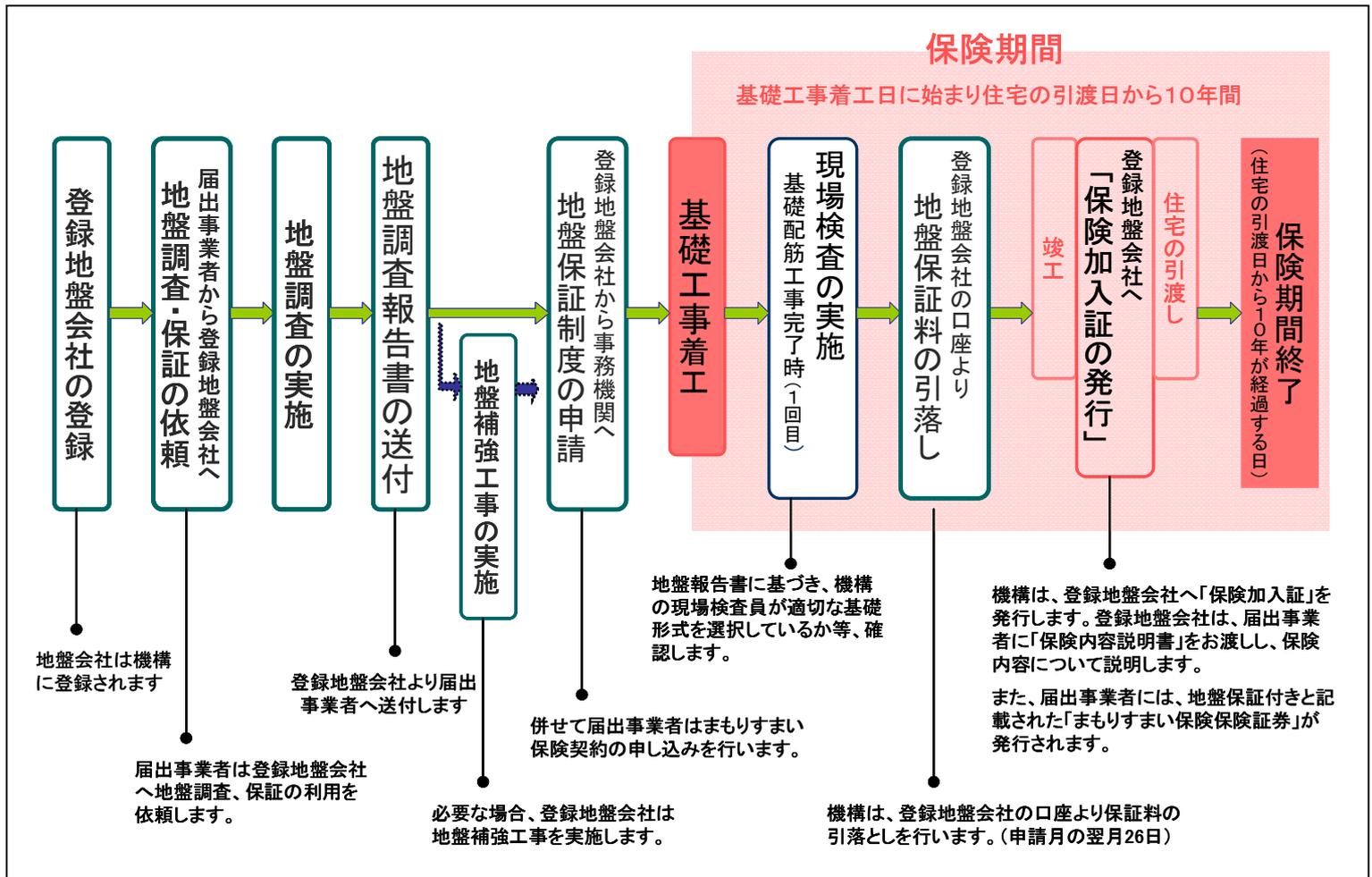
新規登録料 54,000円(税込み) 更新登録料 27,000円(税込み)

〈地盤保証料〉・・・1地盤あたり

地盤保証料 27,000円(税込み)



■登録の流れ



お問い合わせは、お近くの事務機関 又は 登録地盤会社まで。



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構株式会社

まもりす で検索!

<http://www.mamoris.jp>

↑ 登録地盤会社の検索はこちら